(a)薬局	(b)店舗販売業	(c)配置販売業	(d) 複数の事業所について 許可を受けている場合	(e) 貯蔵設備に設ける区域
薬局開設者は 医薬品の購入や譲り受けた場合	店舗販売業者は医薬品の購入や譲り受けた場合	配置販売業は医薬品の購入や譲り受けた場合	許可事業者(法に基づく許可を受けて医薬品を	薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備に係る基
と、医薬品の販売や授与した場合には次にあげ	。 と、医薬品の販売や授与した場合には次にあげ	と、医薬品の販売や授与した場合には次にあげ	業として販売または授与する者)が、複数の事	準として、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域
る事項を書面に記載しなければならない。	る事項を書面に記載しなければならない。	る事項を書面に記載しなければならない。	業所に許可を受けている場合、当該許可事業者	が、ほかの区域から明確に区別されているこ
			内の異なる事業所間の医薬品移転であっても、	と」が規定されている。(構造設備規則第1条
			その移転に係る記録について許可を受けた事業	第1項第9号、第2条第9号)。
			所ごとに記録すること。これを明確化するため	
			に移転先及び移転元のそれぞれの事業所ごと	
			に、次の事項を記録しなければならない。	
①品名	①品名	①品名	①品名	薬局開設者および店舗販売業者が講じなければ
②数量	②数量	②数量	②ロット番号(製造番号・製造記号)	ならない措置として、「医薬品の貯蔵設備を設
③購入若しくは譲受け・販売・譲渡のいずれか	③購入等の年月日	③購入等の年月日	③使用期限	ける区域に立ち入ることができる者の特定」が
の年月日	④購入者等の氏名または住所・所在地、および	④購入者等の氏名または住所・所在地、および	④購入者等の氏名または住所・所在地、および	規定されている。(体制省令第1条第2項第3
④購入者若しくは譲受け・販売・譲渡のいずれ	電話番号・その他連絡先	電話番号・その他連絡先	電話番号・その他連絡先	号、第2条第2項第2号)。
かをした者(以下「購入者等」という。)の氏	⑤④の事項を確認するために提示を受けた資料	⑤④の事項を確認するために提示を受けた資料	⑤移転先および移転元の場所並びに移転の年月	
名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号そ	⑥購入者等が自然人(法人ではなく一般人)で	⑥医薬品の取引に当たる自然人(法人ではなく	日	
の他の連絡先	あり、かつ、購入者等が医薬品の取引の任に当	一般人)が、購入者等と雇用関係にあること、		
⑤④の事項を確認するために提示を受けた資料	たる場合および購入者等が法人である場合に	または購入者等取引の指示を受けたことを示す	また、許可業者は、①~⑤までの事項を記載し	
⑥医薬品の取引に当たる自然人(法人ではなく	あっては、医薬品の取引に当たる人が、購入者	資料	た書面を許可を受けて業務を行う事業所ごと	
一般人)が、購入者等と雇用関係にあること、	等と雇用関係にあること、または購入者等取引		に、記載日から3年間保存しなければならな	
または購入者等取引の指示を受けたことを示す	の指示を受けたことを示す資料		い。	
資料				
④(氏名または名称以外の事項に限る。)およ	④ (氏名または名称以外の事項に限る。) およ	④(氏名または名称以外の事項に限る。)およ	②および③については、医療用医薬品である場	
び⑤については薬局開設者と常時取引関係にあ	び⑤については薬局開設者と常時取引関係にあ	び⑤については薬局開設者と常時取引関係にあ	合に限ること。なお②および③については、一	
る場合は除くこと。また、⑥については、購入	、る場合は除くこと。また、⑥については、購入	る場合は除くこと。また、⑥については、購入	般医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止	
者等が自然人(法人ではなく一般人)であり、	者等が自然人(法人ではなく一般人)であり、	者等が自然人(法人ではなく一般人)であり、	に向けた対策の観点から、併せて記載すること	
かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当た	: かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当た	かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当た	が望ましい。	
る場合除くこと。(規則第14条)	る場合除くこと。(規則第146条)	る場合除くこと。 (規則第149条の5)		
薬局開設者は購入者等が常時取引関係である場	; 店舗販売業者は・・・(以下、左記同文)	配置販売業は・・・(以下、左記同文)	配置販売業は・・・(以下、左記同文)	
合を除き、①~⑥までの事項を書面に記載する				
際に、許可証の写しの提示を受け、購入者等の				
住所または所在地、電話番号などの連絡先を確				
認しなければならない。確認できない場合は、				
医薬品の譲受・譲渡を行わないこと。				
	ロット番号・製造番号・製造記号および期限を記る			
それ以外の医薬品についても、偽造医薬品の流	証値が止に向けた対策の観点から、併せて記載する	っことか望ましい。		